附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十四条第三項の認定を受けている農林物資の流通行程管理者（同項に規定する流通行程管理者をいう。）及び同法第十九条の三第三項の認定を受けている農林物資の外国流通行程管理者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国流通行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の定温管理流通加工食品についての流通行程管理者の認定の技術的基準の四の1の(4)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年間は、出荷後に定温管理流通加工食品の日本農林規格に不適合であるおそれが明らかとなった荷口ごとの対応に関する事項について、格付規程を整備しないことができる。

○農林水産省告示第千二百七十号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十六条の規定に基づき、飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和五十四年八月十八日農林水産省告示第千百八十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

平成二十八年六月一日　　農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置きして縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現に有機認定事業者（農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年農林水産省令第四十三号）附則第四条第一項に規定する有機認定事業者をいう。以下同じ。）であるものは、当該有機認定事業者に係る公表日（同条第二項に規定する公表日をいう。）から起算して二年を経過する日までの間に行う有機農産物又は有機畜産物の格付に係る格付の表示については、この告示による改正後の飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法別記様式4による格付の表示にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千二百七十一号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十六条第一項第一号ニ(3)（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同号ニ(3)（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める農林物資の格付又は格付の表示に関する記録の保存期間を次のように定める。

平成二十八年六月一日　　農林水産大臣　森山　裕

農林物資の規格化等に関する法律施行規則第四十六条第一項第一号ニ(3)（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める期間は、次の各号に掲げる農林物資の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　生産情報公表牛肉　生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあっては当該生産情報公表牛肉に係る牛のと殺の日から三年間、小分け業者又は外国小分け業者にあっては当該生産情報公表牛肉の格付の表示の日から三年間

二　生産情報公表豚肉　生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあっては当該生産情報公表豚肉に係る豚のと殺の日から三年間、小分け業者又は外国小分け業者にあっては当該生産情報公表豚肉の格付の表示の日から三年間

三　生産情報公表農産物　生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあっては当該生産情報公表農産物の出荷の日から三年間、小分け業者又は外国小分け業者にあっては当該生産情報公表農産物の格付の表示の日から三年間

四　生産情報公表養殖魚　生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあっては当該生産情報公表養殖魚の出荷の日から三年間、小分け業者又は外国小分け業者にあっては当該生産情報公表養殖魚の格付の表示の日から三年間

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３０９５号

千葉県千葉市中央区港町16番25号
債務者　ベストプランニング株式会社
代表者代表取締役　岸野　利彦

1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須崎　利泰
4　破産債権の届出期間　平成28年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１４２号

秋田県秋田市外旭川字水口34番地６
債務者　有限会社マイクロ・サービス
代表者代表取締役　佐藤三由樹（商業登記簿上の姓松本）

1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　徹哉
4　破産債権の届出期間　平成28年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１５７号

東京都北区栄町８番11号
債務者　株式会社富士製作所
代表者代表取締役　小池　益男

1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　健一
4　破産債権の届出期間　平成28年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１５９号

東京都新宿区左門町６番地７　鯉江ビル801号
債務者　株式会社さち子プロ
代表者代表取締役　小川　幸子

1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　賢人
4　破産債権の届出期間　平成28年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１６５号

東京都港区南青山６丁目６番20号
債務者　株式会社ベルタ
代表者代表取締役　松田　千尋

1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花野　信子
4　破産債権の届出期間　平成28年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１７９号

北海道旭川市二条通９丁目373番地の１
債務者　株式会社トトムスパリゾート
代表者代表清算人　平野　晶彦

1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　一也
4　破産債権の届出期間　平成28年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午前10時

東京地方裁判所民事第20部